

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針

千葉県告示第979号 平成16年11月12日

第一 通則

一 目的

この指針は、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成16年千葉県条例第4号）第16条第1項の規定により、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造及び設備に関し参考となる事項を示し、もって未然に犯罪の被害から県民を守ることを目的とする。

二 適用の範囲等

- 1 この指針は、道路等の設置者、管理者等に対し、道路等の防犯性の向上に関し参考となる配慮事項や手法等を示すものである。
- 2 この指針に示す項目の適用については、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係法令やその他の制約等を踏まえて、検討する必要がある。また、住宅敷地内に設置される駐車場及び駐輪場については、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針（平成16年千葉県告示第980号）を適用する。
- 3 この指針は、社会状況の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じ、見直すものとする。

三 取組の方法

この指針に基づく施策の推進に当たっては、安全を確保する必要性及び強盗、ひったくり、車上狙い等の犯罪並びに女性・子どもに対する声かけ事案等地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等を勘案し、地域住民及び照明設置者等の協力のもと、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備が図られるようにするものとする。

第二 整備方針

一 道路

- 1 道路の構造、沿道状況等を勘案し、必要に応じて、防護柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離すること。
- 2 道路の見通しを確保すること。
- 3 防犯灯、道路照明灯等を設置する場合には、沿道状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注一）を確保すること。
- 4 地下道等で犯罪発生の危険性が高い箇所や通学路等の沿道においては、必要に応じて防犯ベル等（注二）を設置すること。

二 公園

- 1 植栽については、園路に死角をつくらぬよう配置し、下枝のせん定等を行うこと。
- 2 遊具については、極力死角を作らないものを選定し、周辺から見通すことができる配置とすること。
- 3 公園内に非常ベル等（注三）を必要に応じて設置すること。
- 4 周辺状況等を考慮し、必要に応じて園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注一）を確保すること。
- 5 公園内に便所を設置する場合は、次の事項に配慮すること。
 - (一) 園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置し、出入口については、二方向に設置する等緊急時の避難に配慮すること。
 - (二) 非常ベル等（注三）を必要に応じて、各個室等に設置すること。
 - (三) 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注四）を確保すること。
- 6 維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とするとともに、公園の周辺には、地域ボランティアによる「子ども110番の家」（注五）やその他の緊急避難場所を設置するなど、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

三 駐車場及び駐輪場

- 1 外周を柵等により、周囲と区別するとともに、柵等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保について考慮すること。
- 2 見通しが悪く、死角が多い箇所にはミラー等を設置すること。
- 3 管理に当たっては、管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の設備の設置その他の防犯対策を講ずること。
- 4 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。また、屋外の駐車場及び駐輪場については、周辺状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注一）を確保すること。
- 5 駐輪場においては、チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講ずること。

注

- 一 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。
- 二 防犯ベル等には防犯カメラも含むが、防犯カメラを設置する場合は、肖像権その他のプライバシーの権利を侵害しないよう、適正な運用規則（基準）を定める等、十分な配慮が必要である。
- 三 非常ベル等は、防犯以外の目的も含むことから「防犯ベル等」と区別する。例えば、公園の便所内で急に体調が悪くなった場合などにおける使用も想定している。
- 四 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。
- 五 「子ども110番の家」とは、子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合に、助けを求めて避難できるよう、あらかじめ協力を依頼してある民家や商店等をいう。